

ぐんま版消費者教育教材 (特別支援学校高等部向け)

10 相談事例 ⑥マルチ商法

群馬県 生活こども部 消費生活課

令和7年3月改訂

しょうひしゃ しょうほう
消費者トラブルマルチ商法



おも そうだん
主な相談

ともだち かなら さそ はんばいそしき
友達などに「必ずもうかる」などと誘われて販売組織に
にゆうかい べつ ひと にゆうかい りえき
入会したがもうからない。別の人を入会させると利益が
え べつ ひと さそ
得られるといわれたが、別の人を誘うことができない。

げんいん
原因

かんたん き たか
「簡単にもうかるかも」とその気になってしまっても、高い
しょうひん じぶん う だれ か
商品であり、いざ自分で売るとなると誰も買ってくれない。

ア ド バ イ ス

かんたん はなし
・簡単にもうかるうまい話はない

しょうほう

マルチ商法のトラブル

しょう ほう

マルチ商法とは

しょうひん

けい やく

かい いん

商品やサービスを契約して会員になり、

ほか

ひと

さそ

ひと

けい やく

他の人を誘ってその人が契約すれば、

しょうかい りょう

し くみ

おも

ほか

ひと

紹介料がもらえる仕組み。思ったように他の人を

さそ

誘えず、もうからない。

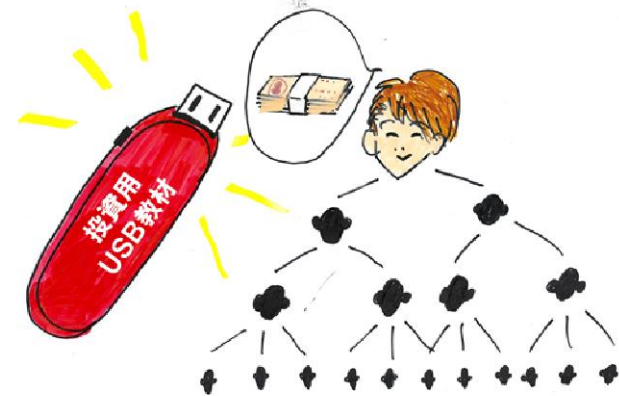


マルチ商法のトラブル 概要

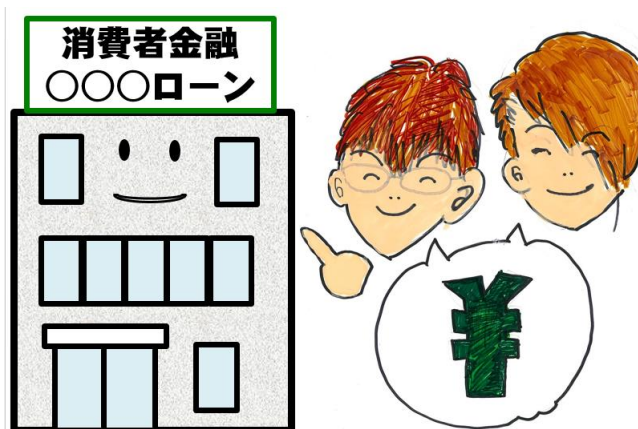
①先輩から久しぶりに連絡があり会ったら、「簡単に儲かる」投資を勧められた



②投資用USBを購入して、友達を誘って紹介料をもらうという仕組みだった



③断り切れず、消費者金融でローンを組んでUSBを購入



④友達を誘っても断られて友達を失い、投資もできずローンの返済ができなくなった



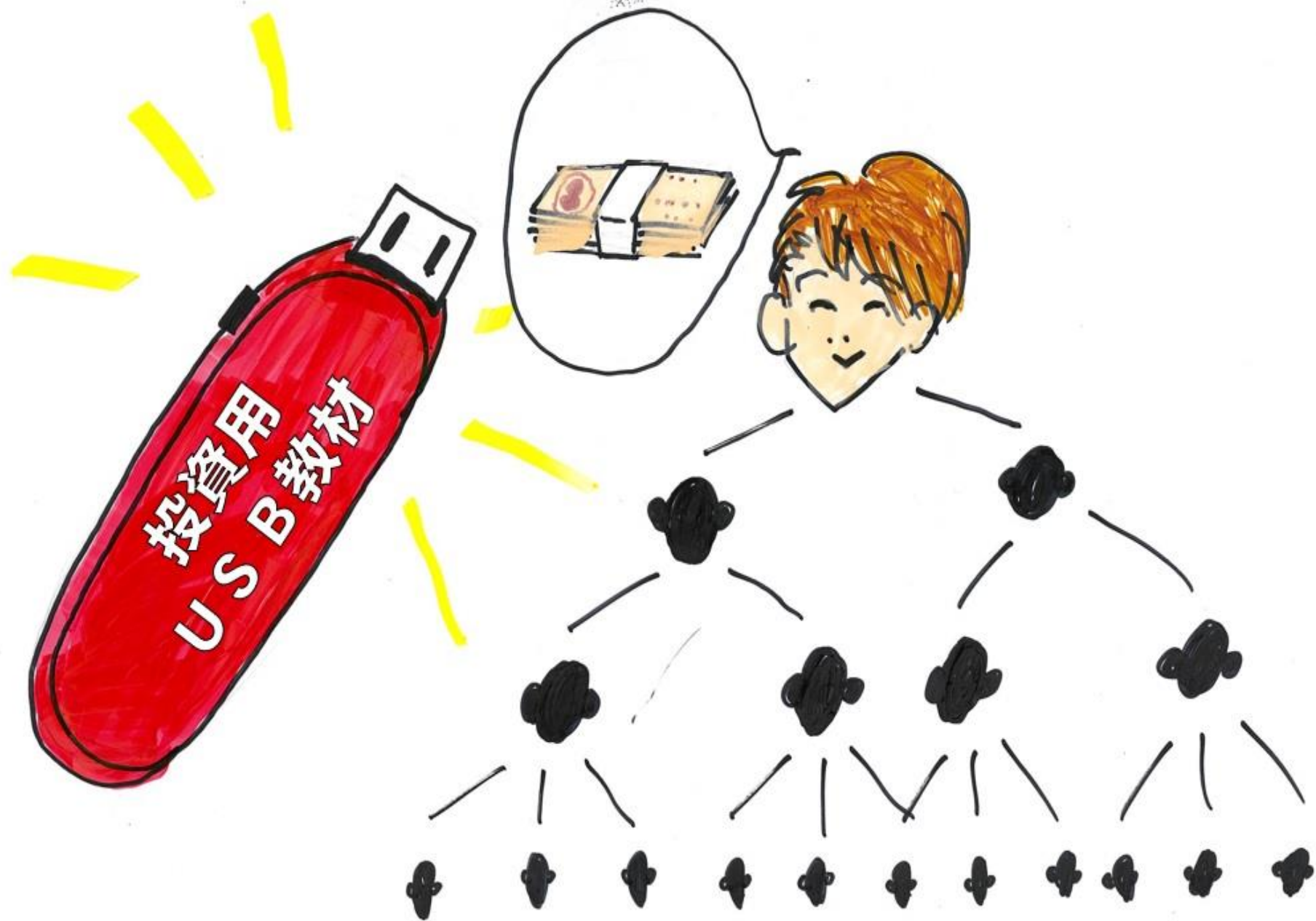
かくにん

ロールプレイで確認しよう

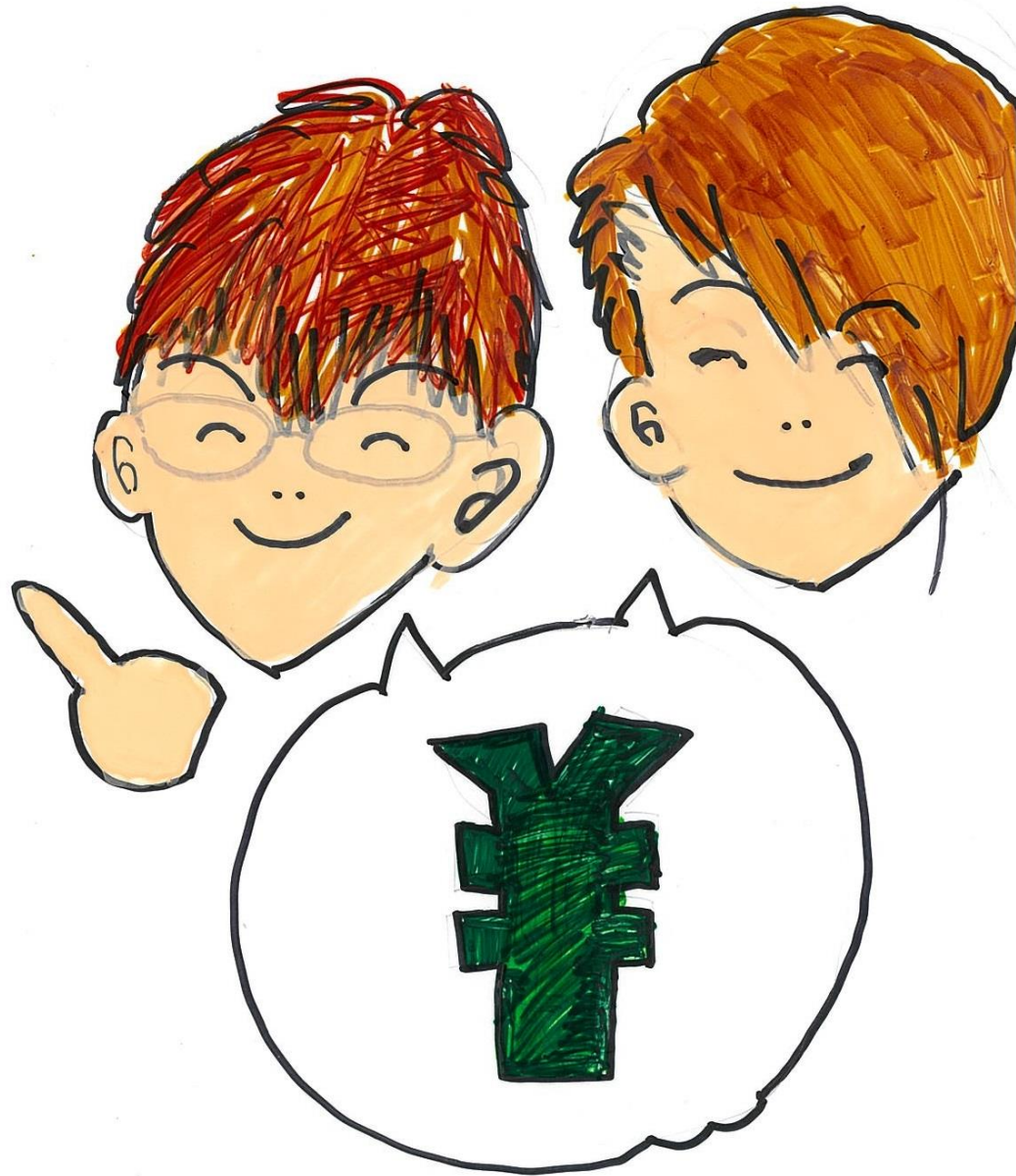
しょうほう

マルチ商法のトラブル

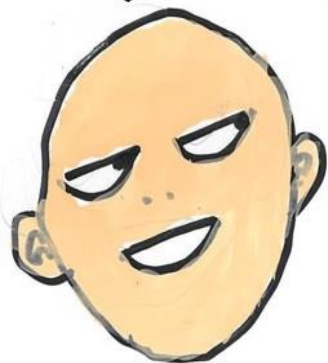




消費者金融 〇〇〇ローン



おまえ
だまされて
るよ!!



へん さい
返済が
おく
遅れてます!
かね はや
お金は早く
かえ
返して!!



そんなの
か
買わない!!



しょうほう マルチ商法のトラブル

- マルチ商法は、人を誘って紹介料をもらうため、友達の間でひろがっていく。
- 成人式で高校や中学の同級生から勧誘。
- SNSで知り合った人から誘われる。
- 借金をして払った後で事業者と連絡がとれなくなり、借金だけが残る。

マルチ商法被害にあわないために

- 「^{もう}儲かるから」「^{へんさい}すぐに返済できる」と

^い言われても、^{しゃっ きん}借金をしない！

- ^{とも だち}友達だからこそ、^{こと}きっぱりと断る！

^{ことわ}→断れずに^{けい やく}契約して、^{ほか}他の^{ひと}人を^{さそ}誘うと^{ともだち}友達を^な無くす

- ^{しょうほう}マルチ商法はクーリング・オフできる。

^{けい やく}【^{しよめん}契約書^う面^とを受け取^ひった^{ふく}日^{はつかかん}を含^め20日間】

クーリング・オフ制度^{せい ど}

人が訪ねて来たり、電話がかかってきたりして、

突然、買うことをすすめられて契約した場合、

一定の期間内であれば、消費者が書面やメールを送る
ことで一方的に申込みや契約をやめられます。

クーリング・オフ



消費者庁イラスト集より

クーリングオフのはがきの書き方例	
郵便はがき □□□-□□□□ 販売店の住所 販売店名 代表者 様	契約解除通知 契約日 商品名 販売店名 金額 上記日付の申込みは撤回し契約を解除します。 ◎◎年◎月◎日 住所 名前

クーリング・オフ通知

契約者名 _____

契約年月日 ○○○○年○月○日

商品名 _____

契約金額 _____ 円

販売会社 ××××株式会社

信販会社 株式会社△△△

上記日付の申込みは撤回し
契約は解除します。

○○○○年○月○日

マルチ商法被害にあわないために

けい やく

契約をしたときは、

けい やく しょ かみ

契約書は紙でもらおう！

ほ ご しゃ し えん ひと

保護者や支援してくれる人に

かみ けい やく しょ み

紙の契約書を見てもらおう！



こま
『どうしよう!』 困ったときは
しょうひ せいかつ
相談
消費生活センターに相談しよう



ぐん ま けん しょう ひ せいかつ
群馬県消費生活センター
☎027-223-3001

- 月～金曜日：9時～16時30分（電話・来所）※来所は予約制
- 土曜日：9時～12時／13時～16時30分（電話のみ）



【解説】

10 相談事例⑥ マルチ商法

①2～3頁 「マルチ商法とは」

マルチ商法は、特定商取引法では「連鎖販売取引」と言い、取引形態そのものは違法ではありません。勧誘の連鎖により上位の会員にはより多くのマージン(紹介料)が入ることから、勧誘方法に問題がある悪質なマルチ商法の相談が多くなっています。

②5頁 「投資用USB」

近年、特に若者の間で、投資用USBなど内容がよくわからないものを対象としたマルチ商法のトラブルが多く見られます。「借金してもすぐに返せる」などと勧誘し、職業や年収など嘘の記載を促して消費者金融等から借金をさせて支払わせる手口で、実際には儲からずに借金が返せないとして相談に至る事例が多くなっています。

商品の販売から期間をあけて紹介料の仕組みを示し、「連鎖販売取引」の規制の枠(クーリング・オフや中途解約等)から逃れるようとする手口(後出しマルチ)も問題となっています。

③11頁 「クーリング・オフ」

クーリング・オフ期間は契約書面を受け取った日を含めて20日間ですが、勧誘に問題があった場合や契約書面に不備がある場合などは対応できる可能性もあるので、期間を過ぎても、あきらめずに消費生活センターに相談してください。

ただし、こういった悪質なマルチ商法の場合は、契約の取り消しに応じず解決に至らない場合も多くなっています。

④11頁 「メールを送る」

「クーリング・オフ通知が電子メールやSNSなどでも可能となりました」

令和3年度の特定商取引法の改正により令和4年6月1日より、クーリング・オフ通知が書面だけではなく、電磁的記録(電子メール、業者がウェブサイトにしたクーリング・オフ専用フォーム、SNS、FAXなど)での通知が可能となりました。その際、業者が契約書面などで電磁的方法によるクーリングオフの方法を特定している場合には、業者が認識しやすいようにその方法で行うのがいいでしょう。クーリング・オフは電磁的記録を発信したときに効力を生じます。

クーリング・オフについては本教材「4 クーリング・オフ」を参照してください。

⑤12頁 「マルチ商法(連鎖販売取引)の契約書面は紙でもらおう！」

特定商取引法が改正され、令和5年6月1日以降、消費者が事前に承諾した場合、連鎖販売取引では、契約書面、概要書面の電子交付が可能となりました。また、電子交付の承諾を得たことを証する書類も例外的に電磁的方法により提供可能です。

契約書面の電子交付の方法とは、①メール等でのデータの送信による方法。②事業者のウェブサイト等に掲載し、消費者が閲覧出来るようにする方法。③USBフラッシュドライブ、CD-Rなどの記録媒体にデータを保存し、同媒体を交付する方法です。

契約書面の電子交付を希望しない消費者に対して、電子交付の手続きを勧める行為や電子交付ではなく紙の書面の交付をするのに費用を徴収したり、電子交付を選択した消費者にキャッシュバックすること等は禁止行為として規定されました。

契約書が紙ではなく、メール等で電子交付された場合、契約した本人が「契約した」と実感が持てなかったり、契約したことを保護者や家族が気付かない可能性が高くなることを心配しています。

契約書面を紙でもらうには、電子交付を断ることが必要です。